

COP21に向けた国際交渉の状況について

平成27年11月18日



外務省



経済産業省



環境省

強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会 (ADP)第2回会合第11セッション 結果概要

- 2015年10月19日(月)～23日(金) 於:ドイツ・ボン
- 外務・経済産業・環境・農林水産・国土交通省が出席。



- 10月5日に、法的合意案とCOP21決定案を含む「共同議長提案文書」が公表された。
- 今次会合では、当該文書を基に議論が行われる予定であったが、会合初日(19日)、開発途上国グループ(G77+中国)が自らの立場が反映されていないことを理由にこれを基に議論することに反対し、まずは各国が必須と考える要素を盛り込む作業を行った。
- 会合2日目(20日)には、各国の提案を盛り込んだ結果、当初の共同議長提案文書より分量の増えた法的合意案及びCOP21決定案が作成された。その後、これに基づき、要素ごとに共同ファシリテーターの下でのスピノフグループ会合で議論。
- 法的合意案及びCOP21決定案に含まれる内容を明確な選択肢に整理することを目指し、スピノフグループ会合において作業が行われたほか、有志の締約国の間で非公式な形で作業し、提案する動きも見られた。
- 最終日(23日)に今次会合の最終的な法的合意案及びCOP21決定案が示され、今後事務局が、相互に関連するパラグラフと重複を特定した技術ペーパーを作成することが決定された。
- 会合終了後11月6日に技術ペーパー及び修正された提案文書が公表された。

プレCOP 結果概要

- 2015年11月8日(日)～10日(火) 於:フランス・パリ
- フランスの主催の下, 約60ヶ国の閣僚が参加。日本からは, 平口環境副大臣、外務・経済産業・環境各省関係者が出席。
- 各国間で意見の隔たりの大きい**野心, 衡平性・差異化, 2020年以降の資金, 2020年以前の行動と支援**について集中的に議論が行われた。これらの論点については引き続き各国間の意見の隔たりのある部分も残ったが, COP21ではこうした点を解決し, COP21を成功させようという機運の高まりが見られるなど一定の前進があった。

野心

2度目標, 及び島嶼国等の脆弱国にとっての1.5度目標の重要性を認識するという点には特段の反対意見はなく, これらの目標をどのように具体化するかを議論。

自国の目標を定期的に提出・見直す仕組みの必要性や, 世界全体として温暖化対策の進捗状況を確認する仕組み(グローバル・ストックテイク)の必要性については, 概ね共通理解が醸成されたが, グローバル・ストックテイクの目的や各国個別の評価, 機能については異なる考え方が示された。

2020年以降の資金

先進国: ドナー層の拡大, 先進国に限らず支援が可能な国が支援を実施するという方向性を主張。

途上国: 先進国から途上国への支援という従来の枠組みを変更すべきではない, 2020年以降も支援の予見可能性が必要, 適応への支援の拡大が必要等主張。

衡平性・差異化

先進国: 差異化は自国の状況を反映した約束草案を通じて「自己差異化」されており, 先進国・途上国の二分論ではなく自己差異化を基本とすべきと主張。

途上国: 先進国の歴史的責任に言及するとともに, 途上国の約束草案の実施には支援が必要として, 先進国と途上国の違いを強調。

2020年以前の行動と支援

支援: 2020年までに年間1000億ドルの官民資金を先進国から途上国に動員するとの目標に対して, 先日発表されたOECDの報告書では, 2013年には522億ドル, 2014年には618億ドルの気候資金が計測され, 先進国は, この軌跡を辿れば目標達成は可能, 途上国はより明確な道筋を示すべきと主張。

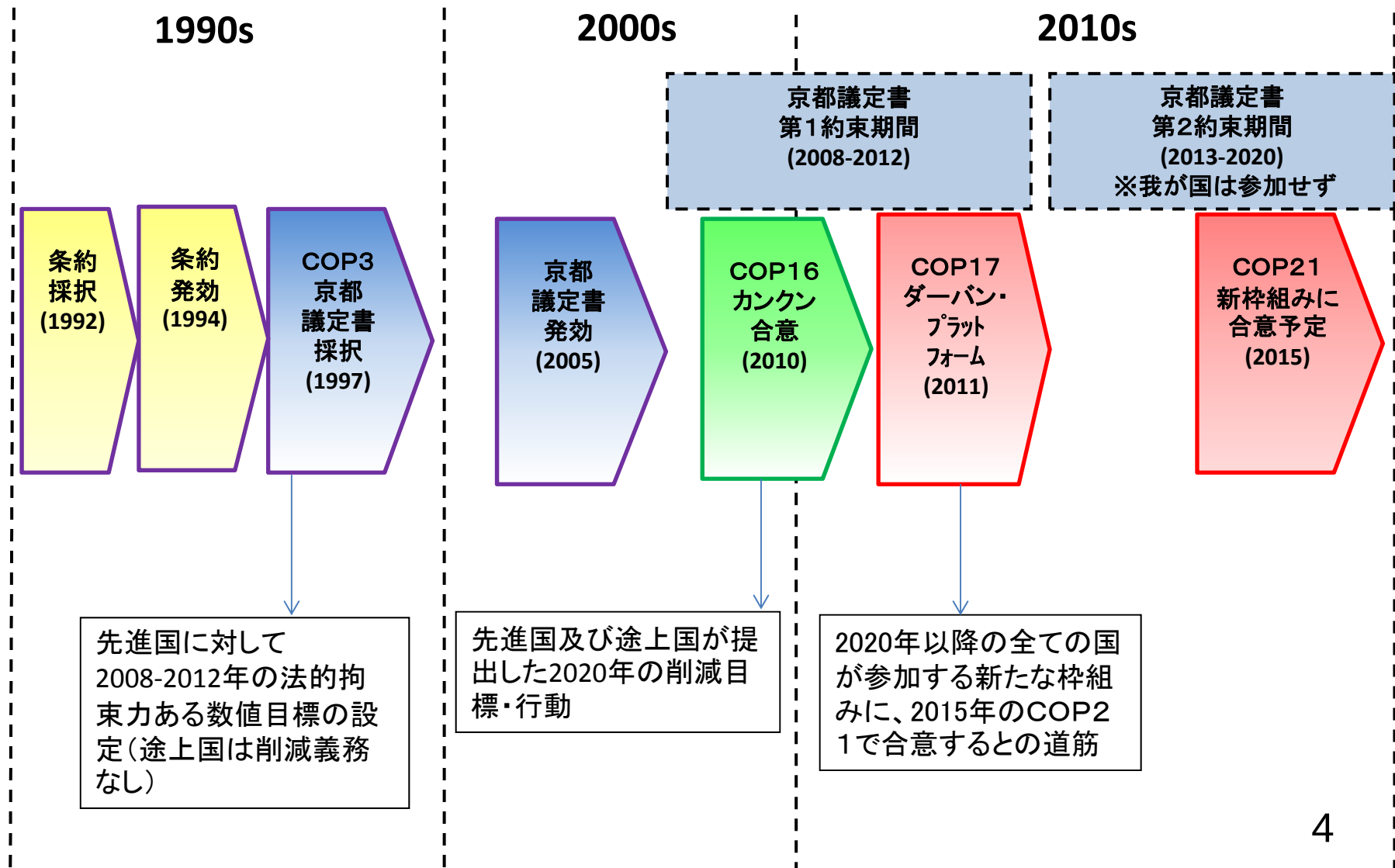
行動: 民間企業や地方自治体等の国以外のアクターの役割の重要性, 議長国によるハイレベルイベントの継続等については多くの国が支持した。 2

交渉の論点

- ✓ 「(各国の異なる事情に照らした) 共通かつ差異ある責任と各国の能力」に基づき、各要素(緩和、適応、支援等)の義務をどのように差異化するか(先進国/途上国で二分化するか、そうでない差異化か)。
- ✓ 長期目標(例: 平均温度上昇を2度以内に抑制、脱炭素化等)の内容と位置づけをどうするか。長期的な野心の向上のための仕組みをどのように設定するか。
- ✓ 法的拘束力の問題(排出削減目標の「手続」、「数値」など、どの部分が法的拘束力を持つか)
- ✓ 途上国支援(資金、技術移転、能力構築)に関する扱い。(新たな目標を設定するか、支援主体の範囲)
- ✓ 緩和(排出削減)における市場メカニズムの扱い。
- ✓ 各国の緩和(排出削減)対策の実施担保のための報告・レビュー制度のあり方。
- ✓ 適応対策の強化とロス・アンド・ダメージ(損失と損害)の扱い。

(参考) 気候変動に関する国際交渉の経緯

COP(気候変動枠組条約締約国会議)が毎年年末に開催され、国際合意が積み重ねられている。



(参考) 約束草案の総計効果に関する報告書の概要

昨年のCOP20決定に基づき、条約事務局が2015年10月1日までに提出された各国の約束草案を総計した効果に関する統合報告書を作成。(2015年10月30日発表)

1. 概観

10月1日までに147締約国・地域から119の約束草案が提出済み。締約国の75%、2010年の全世界の排出量の86%に相当する国(一部のガスを対象としない約束草案を考慮すると80%)をカバー(※)。

2. 各国が提出した情報

- ・目標のタイプは、約束草案の半分以上がBAU(対策なしケース)からの削減目標、続いて、経済全体の総量削減目標、政策・行動、GDP当たり削減目標、ピークアウト目標の順に多い。
- ・いくつかの国が約束草案に条件付きの部分を含めており、条件の多くは支援に関するものとなっている。
- ・いくつかの国が2025年又は2030年目標に加え、長期的ビジョンを含めている。
- ・ほとんどの国が5年か10年の約束実施期間(2030年までとする国が多数)としている。
- ・多くの国が土地セクターの活用を、半数を超える約束草案が市場メカニズムの活用又はその可能性の検討を示している。
- ・多くの国が約束草案の内容を現在の取組よりも進んだものであると説明している。

3. 効果の総計

- ・世界全体の温室効果ガス排出量は、2025年には552億トン(520～569億トン)、2030年には567億トン(531～586億トン)になる。
- ・約束草案により、2010～2030年の排出量の増加率はその前の20年間と比べ約3割(10～57%)低減。また、約束草案がない場合と比べ2030年に約36億トンの削減効果がある。
- ・2025年及び2030年の排出量は、2℃目標を最小コストで達成するシナリオ(IPCC第5次評価報告書P1シナリオ)の排出量からそれぞれ87億トン、151億トン超過しており、同シナリオの経路に乗っていない。(ただし、今世紀末の予測気温は、2030年以降の社会経済要因等にも依存するため、本報告書では評価していない。)
- ・2030年以降の一層の削減努力により2℃目標の達成の可能性は残っている。その場合は2030～2050年に年平均約3.3%の削減が必要。これは最小コストで達成するシナリオと比べ2倍の削減率に相当。